

これから社会に出る人、働き始めたばかりの人 **必見!**

知らないや損する 働くルール

「知らなかった…」で
損しないために！
アルバイトや就職で役立つ
“働くルール”を
わかりやすく紹介！



有給休暇ってもらえるの？

有給休暇は
取れますか？



アルバイトを始めて、6か月たった。

友達がアルバイト先で有給休暇を貰えたと言っていたので、自分もアルバイト先に「有給休暇を取りたいのですが…」と聞いたら「アルバイトには有給休暇はない。」と言われた。

解説

アルバイトでも有給休暇は取得できます。

アルバイトを始めた日から6か月間継続勤務し、その間の所定労働日の8割以上を出勤していれば要件に該当します。アルバイトやパートなど1週間の出勤日数が少ない場合は、週の所定労働日数と勤務期間に応じた日数の有給休暇が付与されます。また、有給休暇を取得すると、通常の賃金や平均賃金など、職場の規則にしたがって、有給休暇取得日の賃金が支払われます。

アルバイト先にもう一度有給休暇取得を申し出て、どうしても取得させてもらえない場合は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署に相談しましょう。

辞めたいのに辞めさせてくれない…

大学の授業や就職活動が本格化してきたので、2年働いたアルバイト先を辞めようと思って店長に言ってみたら「君がいないと店が回らなくなる。辞めるのだったら代わりを見つけてきてくれないと辞めさせない。」と言われた…。辞められないものなのかな？

解説

原則として、労働者には退職の自由があるので、いつでも退職したいことをアルバイト先に申し入れることができます。これをアルバイト先が引き止める方法はありません。とはいえ、いきなり「明日から来ません！」と突然やめてしまっただけではアルバイト先も困ってしまいます。期間の定めのない雇用契約の場合、退職を申し入れてから2週間を経過すればやめることができると法律で決まっています。ただし、期間の定めのある（1年を超える契約期間の場合を除く）雇用の場合は、やむを得ない事由がないと契約を解除することができないため、注意が必要です。辞めたい場合は、早めにアルバイト先に相談をしましょう。

アルバイトの通勤中にケガ！

アルバイトに行く途中に自転車でこけて、病院に行くと骨折していた。仕事に行く途中だったので治療費を出してもらえるか聞いたら「治療費は出せない。自費で通院するように。」と言われた。

解説

通勤途中のケガなどで病院に行く時は労災保険という保険を使います。労災保険は、仕事や通勤途中のケガや病気に対して、治療費などを保険でカバーしてくれる制度です。そのため、自分で治療費を出す必要はありません。労災保険は、正社員だけでなくアルバイトも含めて、すべての労働者が対象となり、保険料はアルバイト先の会社が払います。もし、アルバイト先が労災保険の対応をしてくれない場合は、労働基準監督署に相談することができます。



労働契約は確認しよう！

内定をもらって入社した。求人広告に書いていた給料をもらえると思ったのに、実際はそれよりも低い給料しかもらえなかった…。会社に聞いてみると「業績が悪くなったからこの給料に変更になった。」と言われた。



解説

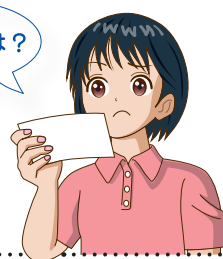
求人広告に書いてある条件はあくまでも目安であることが多く、書いてある内容に幅があるのが一般的です。そのため、具体的にあなたがどんな条件で働くのかをしっかりと事前に確認する必要があります。働く条件については、労働条件通知書という書類（希望をすればメール等で出してもらうこともできます）をチェックします。お給料、働く時間、仕事の条件などについて、会社から事前に示された労働条件と、実際に働いてみたあとに提示された条件と違っていった場合、会社から事前に示された労働条件どおりにするよう会社に求めることができます。

もし、会社がこれに応じなければすぐに労働契約を終わらせることができます。また、会社と約束した内容を労働者の同意なく不利益に変更することは原則としてできません。給料を下げられて黙って何も言わなければ、給料を下げることに同意したと思われるケースもありますから、注意してください。

最低賃金について

アルバイトを新しく始めたけど、店長から「最初の1か月は研修期間なので、時給は900円になる。」と言われた。最低賃金より低いけど、これっていいの？

低いのでは？



解説

都道府県労働局長から特別な許可を得た事業場以外は、すべて最低賃金の適用があります。

最低賃金制度では、都道府県ごとに、すべての労働者に適用される地域別最低賃金と一定の事業や職業の労働者に適用される特定最低賃金があり、両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。労使双方で最低賃金未満の時給を合意しても無効であり、これを下回る賃金しか支払わなかった使用者は、最低賃金法違反となります。

店長にきちんと支払ってもらうように申し入れてみて、それでも最低賃金に達しない賃金しか支払われなかった場合は、アルバイト先の所在地を管轄する労働基準監督署に相談しましょう。

なお、最低賃金は、例年10月～12月頃に見直し(改定)が行われます。都道府県労働局のホームページなどに公表されますので、ご自身の時給が新しい最低賃金を満たしているか、きちんと確認するようにしましょう。

もっといろいろな事例を知りたい人は

その他の労働トラブルに関するの情報を知りたい方は、豊中市のホームページで動画などで事例と解説をまとめています。詳しく知りたい方は右の二次元コードからご覧ください。



これって、闇バイトじゃないのかな？

アルバイトを始めようと思いSNSで探していると「高収入」「即日即金」「ホワイト案件」と書いてある仕事がたくさん出てきた。
すぐにお金がほしいから申し込もうと思うけど大丈夫なのかな？

ヤバそう？



解説

SNSやインターネットの掲示板には仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆する等して犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。

簡単に高収入を得られるなら、と応募した結果、強盗や、詐欺といった犯罪に加担することとなり逮捕された人も多くいます。絶対に手を出さないでください。



「これって犯罪なの？」と悩んだら

警察相談専用電話 #9110 までお電話を！



これってパワハラ…？

仕事中にミスをした際に、上司から「ミスばかりして、やめてしまえ。」とみんなの前で大声で怒鳴られた。これってパワハラにならないの？

ミスばかり！



解説

厚生労働省では、パワーハラスメントを6類型に分類しています。具体的には、①精神的な攻撃、②身体的な攻撃、③過大な要求、④過小な要求、⑤人間関係からの切り離し、⑥個の侵害の6つです。

あなたから見て優位にある人(上司や先輩)から、仕事上のミスに対する通常の叱責の範囲を超えた暴言を受け、精神的苦痛を感じたり、他のスタッフが怖いと感じて就業環境が悪くなってしまう場合は、①「精神的な攻撃」に該当する可能性があります。

一人で悩まず他の上司や同僚、職場の相談窓口にご相談をして改善を求めましょう。

また、相談窓口がわからなかったり、相談しても改善がみられない場合は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署にご相談しましょう。

困ったときに相談できる窓口はこちら！

職場での労働トラブルが起こった際には自分だけで悩まずに、早めに専門家に相談することが解決への近道です！「こんなことで相談してもいいのかな？」と悩まずに困った際には相談をしましょう。

豊中市労働相談窓口

豊中市では労働問題に対する無料の相談窓口を設置しています。お困りの際はぜひご活用ください。

- 相談日時：毎週 月・水・金曜日 ●10時～12時 ●13時～16時
(年末年始・祝日除く)
- 相談場所：豊中市北桜塚2-2-1 (生活情報センターくらしかん2階)
電話での相談も可能 午前中は予約優先
- 電話番号：06-6858-6862 (豊中市 市民協働部 くらし支援課)



豊中市

Toyonaka City

豊中市 市民協働部 くらし支援課

発行月：令和7年(2025年)8月